

○議長（森 弘秋君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） おはようございます。6番竹島貴行です。

私は今回4つの質問通告をしております。これから順次通告した質問をさせていただきますが、この議会を傍聴されている傍聴席及びネットで視聴されている村民の皆さんに対し、分かりやすい質疑をしたいと願いますので、村長及び担当課長には、質問に対し分かりやすく答弁をお願いいたします。

それでは、質問を始めます。傍聴されている村民の皆さんには釈迦に説法かと存じますが、自治体である舟橋村について、私が思い描いている基本的な考えを述べさせていただきます。

まず、我々が生活する日本は、独裁者が君臨する専制主義国家ではありません。国民主権の民主主義国家です。そして、日本の自治体としての舟橋村は、当然のことですが、民主主義を前提とした村民主権の村です。そして、村民の意思や要望、考えが行政に反映され、村民が住みやすいと思える村、住んでよかったと思える村づくりを政策として具現化させていく責任を村民から託されているのが自治体における村長や議員です。

二元代表制の下、行政の長としての村長や議会人としての議員は、村民の代表として選挙により選ばれ、私も選挙で村民の皆さんから貴重な票をいただき、この場で議員として質問に臨んでおります。

結論として私が申し上げたいのは、村長も議員も村民の代表であり、村民から託された意思や要望に基づいた村づくりを成果として具現化する責任を担っているということです。時には、村長だから偉い人だ、議員だから偉い人だという話を聞くこともありますが、とんでもない話であります。村長も議員も村民の代表として託された責任を担っているだけの存在です。責任が果たせなければ、単なる無責任な人でしかありません。

舟橋村は全村民のためのものであり、一部の村民だけのものではありません。ですから、村民が主役の、村民の村民による、村民が住みやすい、住んでよかったと思える舟橋村独自の村づくりが村民の権利として認められています。だから「自治体」と呼ばれるのだと私は考えています。

半世紀ほどの行政経験豊富な村長は、この私の考えについてどう思われるのか。1番

目の質問としてご教授を願います。

2番目の質問として、待機児童問題や保育行政への村長の責任を問うと事前通告しておりましたが、議会初日の議案提案理由説明で村長から待機児童問題は解消したと話を聞き、拍子抜けした感が否めませんでした。これまで多くの村民の皆さんにご心労とご心配をおかけしたことを議員としておわび申し上げます。また、この問題が本当に解消したのか、村民の皆さんとともに確認していく必要がありますが、今後の安心につながりたいと願い、質問をします。

まず、来年4月に子どもの保育入所の申込みをするため役場窓口へ来られた村民に、窓口担当者から、入所は抽せんになるかもしれないと告げられたという話を聞きましたが、この点について、担当課長に事実かどうかを含めて、窓口対応はどうなっているのかをお尋ねします。

次に、これまで子育てに優しい舟橋村を内外にアピールし、舟橋村の子どもは舟橋村で受け入れることを前提に保育行政を推し進めてきたと私は認識しています。

ところが、舟橋村として地方創生における人口ビジョンを作成し、総合計画の中で緩やかな人口増を政策戦略として遂行してきましたが、議会に事前相談もなく宅地開発を前村長が認めたことで、設定していた人口計画指標KPIを上回る移住が促進されたことに伴い、保育所への入所希望も増えました。

そして、待機児童問題が持ち上がりました。最初は小規模保育等の対策で何とか一時しのぎを行い、本年度より保育所を2園体制にして、入所受入れ定員を増員しました。しかし、想定以上の入所希望を若い世代の皆さんからいただき、受入れ体制が整わない問題も露呈したことから、村民の皆さんに待機児童問題としてご心配とご迷惑をおかけしてしまいました。これは舟橋村の行政責任であり、村長の責任だと私は考えております。

しかし、6日の議会本会議で、村長から議案提案理由説明の中で、待機児童問題は解消するめどが立ったということが述べられ、当問題を事前に質問通告していた私としては、はしごを外された感があります。しかし、待機児童問題が解消されたということは喜ばしいことです。この結果を成果として導いた関係者のご苦労をねぎらいたいと思います。

しかし、保育行政は村の責任であり、今回の待機児童問題の解消が急場しのぎでないことを祈るばかりです。お子さんを預け入れられる保護者の皆さんが安心できる保育事

業が展開されるよう、そして舟橋村認定こども園と舟橋村すきっぷ園の2つの保育事業者が村に対して行ったプロポーザルを約束事として履行されること、これを村長及び担当部署は責任を持って監理することを要望しておきます。

この点についての見解を2つ目の質問として、村長に答弁をお願いします。

次に、3つ目の質問ですが、村長は新たな宅地開発は行わないと言っていたことを覆し、私の3月議会一般質問において、東芦原地区で新たな宅地開発を承認したことを述べられました。その真意として、将来の人口増を見据えてという答弁をされましたが、団地の概要について、議会へは何ら説明もなされていませんでした。そして、6月議会初日の全員協議会での議案説明資料に、宅地27区画と公園から成る区画図が配付され、概要は理解しましたが、資料を配付されただけです。

日本一小さい舟橋村で宅地開発を行えば行政運営に大きな影響があることは、これまでの経緯から村長は理解しておられたと思っています。これまでと同じ轍を踏まないためにも、これからの舟橋村をどう展開し、地方創生をどう推進していくのか。総合計画の見直しや新たな人口ビジョンの検討が必要だと考えます。村長の見解をお聞きします。

4つ目の質問です。

村長の就任から不祥事が頻発したことを受け、村長は議会に対し不祥事要因を突き止め、かつ、後の村政で過ちを繰り返さないため第三者委員会を設けたいと申入れをされました。そして、本年度予算に委員会費として131万5,000円を計上され、議会は認めました。

その際の協議会で、議会は第三者委員会を認める条件を幾つか出しました。改めて第三者委員会の「第三者」という概念について、村長の見解をお聞きします。

よろしく願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 私のほうから、6番竹島議員の待機児童問題についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘の保育所入所に係る「抽せん」という言葉の件につきましては、昨年10月時点で令和4年4月の受入れの0歳児見込数が、転入された人を含めて31名となり、例年の入所平均数である30名を超えたため、担当者としては、受入れできない可能性も含めて「抽せん」という言葉を使ってしまったと聞いております。

子育てに力を入れている当村に来ていただいて、いきなり抽せん外れたら、どうす

ればよいのかと不安に思われたことと思います。保護者の方に対して大変悲しい思いをさせて、申し訳ございませんでした。

村長の提案理由で申し上げましたが、令和4年の今年度においては、出生者数46名と転入していただいた方5名の51名におきましては、保護者の方の育児休業延長のご協力により、待機児童が発生しない状況であります。

去る5月30日に、育児休業をお願いした方々に書類を届けさせていただきました。そのときに、必ず1歳になられたら預かれますよう努力しますとお約束をさせていただきました。その約束を守るため、また0歳児以外の転入者のお子さんにおいても保育できるよう努めてまいりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 竹島議員さんの、村長及び議会の職責についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

地方自治法におきましては、市町村長は、独任制かつ市町村の執行機関の責任者であり、その市町村の保健福祉や環境、教育、文化などの行政事務を管理・執行し、また予算の調整や条例の制定、条例の改正案を議会に提出できるほか、税金の徴収、公の施設の設置・管理、廃止などの権限を有するものとされております。

一方、議会は、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定、主要な契約の締結などを決定する議決権を有しております。その議決権を行使することにより、自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し評価する。議会は、政策決定の機能と執行機関の監視・評価の機能を有するものと解しております。

竹島議員がおっしゃったことと、私は全く同じだというふうに考えております。

とはいえ、最も重要なことは、村民の安全・安心を守り、舟橋村に住んでよかったと幸せを感じていただけるよう、知恵を出し、そして汗をかくことが大変必要だというふうに思っております。

よく、長と議会は車の両輪だと言われることがあります。お互いそれぞれの政策を出し合い、協議し合って、より一層村民の満足度を高めるよう切磋琢磨していく必要があると考えています。

以上、職責についてのご質問にお答えをさせていただきます。

それでは、議員の保育行政の質問にお答えをさせていただきます。

提案理由で申し上げましたとおり、こども園やすきっぷ園に対しまして、一人でも多くのお子さんを預かれるように切に要望してまいりました。また、多少予算をかけても子どもを預かれる環境づくりを模索してまいりました。一方、議員ご要望で第3の保育所の提案も承知しておりますが、諸条件を考慮した結果、現実的ではないとの考えに至りました。

今後は、前に申し上げましたとおり、育児休業延長にご協力をいただいた保護者のお子さんを4月に必ず保育できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。村といたしましても、子育て環境に優しい政策に取り組んでまいりました。そのため、リラフォートを建設し、そこに住んでいただいて村のよさを実感していただき、家を建てたり、移り住んだりしていただくアプローチに取り組んでおります。それらを含め、子育て世帯を含めた人口増となったものと認識しております。

ただ、想定を上回る出生数となったため、保護者の方には大変ご心配をおかけいたしました。今後も想定を超える急激な人口増となることがあった場合には、目を配り、保育所、小学校、中学校がよい環境で保育や教育が行えるように努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

続きまして、宅地開発のご質問にお答えをいたします。

東芦原地区で26区画の宅地造成の認可が、6月の初めに県知事から申請者に届いたと聞いております。当初はこの計画の2倍の計画でございましたが、村のインフラ状況を考慮していただき、今回の申請に至ったというふうに聞いております。

村で宅地造成を行う場合、農地から宅地への許可申請がなされる場合がほとんどで、その手続には農業振興地域からの除外と農地転用の2つの手続が必要となってまいります。

農業振興地域からの除外手続は、農業振興地域整備促進協議会において事業の妥当性などを審議し、その結果を基に県に進達し、許可を得ます。農地転用につきましては、村の農業委員会を経て県が許可を出すため、村長に許可の権限はございません。

村としては、あくまで協議会や委員会の審査に基づき、法的に問題がなければ県に進達する必要があるため、3月議会では、今後の舟橋村が伸びていくため、人口増を図っていくため必要だという判断をして許可をしたと答弁させていただいたところでございます。

また、昨年9月議会の産業厚生常任委員会においては、第2期の人口ビジョン、それ

から今後の人口を推計すると、恐らく数年後には減少していくふうにも考えられる。長期的に村が発展していくためにも、人口を維持するためにも、出生率の向上とともに若い世代の方々の転入ということは当然必要になってくるものだろうと考えていると答弁させていただき、若い世代の転入の重要性をお話しさせていただきました。

今後も急激な人口増加は既存の施設の許容範囲を超え、問題になりますが、村の総合戦略にうたう緩やかな人口増加は必要と考えております。また、令和元年に完成しましたリラフォートふなはしの住民の受皿として、住宅は必要でございます。本来であれば空き家に目を向け、改修して住んでいただくことが一番よいことではございますが、その受皿となるべき空き家登録バンクの登録数は、今現在ゼロであります。そのようなことから、宅地開発は必要と今現在考えております。

今後は、開発業者の計画を早期に把握し、人口の増加に対応できるように関係機関ともしっかり協議していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第三者委員会についてお答えをさせていただきます。

今年度に立ち上げました2つの第三者調査委員会、すなわち舟橋村パワーハラスメント事案に関する第三者調査委員会と舟橋村地方創生事業の検証に関する第三者調査委員会でございます。

まず、いずれの調査委員会におきましても、専門的な知見を持つ第三者によりまして、公正かつ中立的な観点から、客観的な事実関係のみに基づき調査した上での審議をお願いしていることを申し上げたいと存じます。

パワーハラスメント事案につきましては、複数の女性職員に対して長期間にわたりハラスメントを行ったとして、昨年2月に懲戒処分をしました事案はもとより、その他のパワーハラスメントに該当する行為、またはこれに類似する、いわゆる職場のいじめについても幅広く調査・解明するとともに、今後舟橋村職員の心身の健康が損なわれることがないように、その防止策についてもご提言をいただき、舟橋村政の健全な遂行に資する、ひいては村民の皆さんへの貢献度を高めていくことを目的としております。

調査委員会におきましては、8月をめどに報告書を提出していただける予定と聞いておりますので、その後は、私が強いリーダーシップを持ちまして、職員の資質向上と明るくはつらつとした職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

地方創生事業の検証につきましては、昨年1月に議会地方創生特別委員会からの政策

提言書でもご指摘いただきました、多額の事業費を投じた半面、村民には事業効果が感じられないなどのご指摘を受け、平成28年度から令和2年度まで舟橋村が実施してまいりました第1期舟橋村地方創生事業につきまして、地方行財政等に関する専門的な知見を持つ第三者により構成される調査委員会におきまして、村民の皆さんの認知度や事業効果への評価に関する調査を含めて、客観的な検証等を行っていただくものでございます。

この検証結果を踏まえ、今後の舟橋村における施策や事業展開に当たっては、より高い事業効果を村民の皆さんにお届けできるように努めてまいりますので、ご理解を賜いますようよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） ただいま私の質問に対して答弁をいただきましたが、どうも私としては、教科書に書いてある当たり前のことをたらたらと述べられたという印象が拭えません。ここは議会ですから、再質問において、きちっと村長の意見、思いを述べていただきたいと私は思っています。

答弁におきまして、担当課長が書いた原稿を読んでいるだけでは、これは本来の議会の姿ではないというふうに私は思っております。よろしくお願いいたします。

それで、村長や議員の職責につきましては、教科書には、村長が述べられたとおりのことが書いてあります。そういうことは重々承知しております。しかし、その基本は何かということです。どんな仕事にも、その仕事に応じた趣旨、目的という基本があります。基本をおろそかにすると仕事もおろそかになり、成果も出せません。

村長は、村民の代表として村民の要望や意思を酌み取り、政策という手段を用いて行政を引っ張り、村民が望む村を具現化していく責任があります。

役場は、村民にとって役に立つ場でなければ、存在価値はありません。そこに働く職員は、村民のために働ける人が公務員という身分や待遇が保証されます。

議員は、村民の代表として行政を監視、チェックするとともに、村民の意思や要望を行政側に伝え、政策に反映させる責任、そして二元代表制の観点から、大きな権力を持つ村長の暴走を食い止める責任があります。

この単純な仕組みを基本として村民の皆さんに認識していただき、私は議員の責任を果たしたいと考えています。再質問として、村長は自分の責任をどう考えているか、再度考えをお聞きします。

次、2番目の質問に対して、担当課長は窓口対応について述べられました。

窓口対応というのは、これは村民に対する村の方針を伝える、そういう場であります。それがころころ変わっては、これはどうしようもないと。そこに来られた村民はどういうふうに感じるでしょうか。要は、村がそういう方針の下に対応されたというふうになります。

これは行き違いがあったというふうな、そういう担当課長の答弁でありましたが、これは管理職としてやはりその組織を管理する立場にありますから、そういうことがないように、その窓口で村民に不安を与えるような、そういう言動がないよう、しっかりと管理をしていただきたいというふうに考えるところであります。

また、今回待機児童問題が大きくクローズアップされたことを踏まえて、同じような問題を今後生じさせないよう、私はここで村長に決意表明をしていただきたい。そして、村民に約束してほしいと思います。

この約束を村長にさせていただけるかどうかを再質問いたします。

3番目の質問、団地の開発についてであります。

先ほど村長の口から26区画という、そういう話がありました。たしか私たちがもらった資料には28区画に等分されて、その一つが児童公園か何かに充てられていた。それで、27区画じゃないかというふうに思っておりました。それが26区画であるという事は、また変更があったのかなというふうに思います。

これが、村長の独断専行で宅地開発を認めるということがあってはいけないと私は思っています。なぜなら、議会にも村政を決める権限と責任があるからであります。村民のために責任ある丁寧な村づくりを行う上で、議会を軽視することなく、村長は議会との連携が必要不可欠である。そのことを認識してほしいと思います。

村づくりの責任は、いや応なく、最終的には村の主権者である村民の皆さんがかぶることになります。そうならないように、村長と議員は責任を果たさなければなりません。そのための適切な情報発信と丁寧な説明を村民の皆さんに行い、村民の皆さんに理解と協力が得られるよう頑張らなければならないと思っております。その点を、村長の見解を再質問いたします。

最後、第三者委員会についてであります。

この第三者委員会の事の経緯は、村長から、全員協議会の席上、第三者委員会を設置して一連の不祥事要因を究明したいと議会へ申出がありました。議会としても、舟橋村



で起きた不祥事として、これは全国へメディアが放送いたしました。この異常な事態を要因究明し、実態を村民の皆さんに説明が必要と判断したと私は思っています。

第三者委員会は、活動経費として、先ほど申し上げましたが、131万5,000円、本年度予算に計上されております。本来ならあり得ない、貴重な村の公金です。

その全員協議会で当局から出された説明では、第三者委員会を政策参与に取り仕切らせたいという話でしたが、政策参与は当事者側の人であり、第三者委員会を取り仕切るには不適切であると議会は考えて、その案を拒否しました。それを受け当局側も、政策参与には、調査に加わらず、委員会で出した結論の最終的な取りまとめをしていただくということで議会へ了承を求められ、そこで話は終わっております。

議会が考えている第三者委員会の「第三者」とは、当局を含め、不祥事に関わった当事者以外の人で、不祥事に直接関係のない人です。政策参与は、村長が任命し就任された方で、いわば当事者側の人です。政策参与は誠実な人であることはもちろん承知しておりますが、政策参与が主導する調査は、村長にとって都合のよい資料がつくられるという疑念が生じ、第三者委員会として村へ適正な報告がなされない可能性があるという疑念も生じます。

また、第三者委員会の委員には村民を人選しないようにという話もしています。ここで誤解のないように申し上げますが、村民の皆さんを疑うということでは決してありません。第三者委員会としての中立性、これは先ほど村長が答弁でも述べられましたが、中立性を担保しなければ、公金を使って委員会を設ける意味はなくなってしまうと考えたからであります。舟橋村という日本一小さく狭い地域性から、村内の人間関係がどう絡み合っているのか分からない中で、当事者側と委員の関係性を排除し、第三者としての中立性を確保する必要があると考えたからです。

その上で、第三者としての適切な人選を強く申し入れました。しかし、この期待は簡単に裏切られ、全員協議会が終わった後、村長は自ら政策参与に、第三者委員会を取り仕切り、不祥事調査を行うよう指示をしたと聞いています。

議会との話合いは何だったのか。議会軽視も甚だしい行為であり、村民をも裏切る行為です。

当の政策参与は、村長の指示により、不祥事に関係したと思われる職員や退職した職員、そして村民にも「調査」と称して話を聞いておられます。そして、役場の書類も資料として収集し、調査をされていると聞いています。

第三者委員会の委員に6名の方々が任命されましたが、その肩書は申し分のない人たちばかりであります。選任された6名の委員の半分に当たる3名は、村の顧問弁護士と村民の方であります。村長と議会が話し合ったことと実際行われていることは異なる現実があります。

第三者委員会に支払われる報酬は単純に1人当たり20万円強となりますが、委員会が実際にどのように行われているのかを知らされてはおりません。そして、当事者側である政策参与が調査した不祥事についての資料がどのように扱われ、第三者委員会がどのように運営されているのか、村民への説明も含め、村長に再質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 竹島議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

1番目の再質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、住民の方が安心して暮らせる村づくりをしていくということが最大の職責というふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2番目の待機児童を発生させないようにとのことでございます。

最大限の、今後とも取組をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

宅地開発につきましては、十分これからも状況を把握しつつ、急激な増加にならないような取組をしまいたしますので、よろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

また、第三者委員会につきましては、それぞれの先生方の中で今現在取組をしておりますので、その内容を十二分に審議していただいて、これからの村づくりに取組をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどを賜りまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 再質問に対して村長の答弁、これは、私は村長が私たちに今後の取組について決意表明と約束をしていただいたというふうに捉えてよろしいでしょうか。

この待機児童問題も今後は起こさないという村長の決意表明がなされたというふうに、私は今の答弁で感じております。議員の皆さんは、どういうふうに聞かれたでしょうか。

あと、第三者委員会につきまして、この内容につきましてどうなのか。ここに監査委員会の代表監査委員・川崎さんも列席されておりますので、今後支払われる報酬についても監査対象になっていくんだろうというふうに私は思いますが、これは代表監査委員と相談の上、検討していきたいというふうに考えております。

申し上げたとおり、やはりその中立性を第三者委員会が担保できるかという大きな問題があります。これを心配して議会では、そのことがないようにというお願いをしてきたわけでありますが、実際行われていることは、これは現実、ちょっと違うんじゃないかというふうに感じております。

感じているのは私だけじゃないと思いますが、この貴重な村のお金を使って、村の起こった不祥事を要因究明していくという、そういうことで、村として恥ずかしいことではありますが、今後の村政をやっていく上で必要なことだというふうに議会も同意したと思います。

その中で、やり方がまずいというふうに断定できれば、この予算の執行を停止するというのも、そういう覚悟を持っているということを申し上げておきたいと思います。

そういう意味で、その第三者委員会、これはどういうふうに関示されていくのか。これは村民の皆さんにしっかりと情報開示されるべきと思いますが、その点、村長、最後の質問として答弁をお願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 竹島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

パワーハラスメントにつきましては、個人情報等々もございますので、可能な範囲だけで中間報告等をさせていただくというふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 今の答弁におきまして、私は個人情報を開示しろと言っているのではないんです。第三者委員会がどのように調査を進められて、本当に適切な原因究明がなされる。その過程を村民の皆さんに開示すべきだと言っているんであります。

その点、ちょっと誤解されているようでありますので、再度答弁を求めます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 中間報告はさせていただきたいというふうに思っております。